

## 令和元年台風 19 号の被災者の皆様へ

### 【当座の現金がなくても医療機関等を受診できます】

連日の台風により被害を受けられた皆様にお見舞い申し上げます。

災害により、お手元に当座の現金がないような場合でも安心して医療を受けていただくために

台風 19 号に係る災害救助法の適用市町村（※）にお住いの組合員またはその被扶養者の方で、

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした。
- ②主たる生計維持者が重篤な傷病を負った。

のいずれかに該当する場合は、医療機関の窓口でその旨を申告していただければ、窓口での支払いが一定期間猶予されます（徴収猶予）。徴収猶予の対象となるのは令和 2 年 1 月受診分までの予定です。

※災害救助法の適用市町村…令和元年 10 月 19 日現在、14 都道府県 391 市町村に適用されています。

（横浜市内には適用されていません。） 対象地域の詳細は、別添「令和元年台風第 19 号に伴う災害にかかる災害救助法の適用について（第 13 報）」をご覧ください。

この取り扱いは、窓口での支払いを免除するものではありません。猶予された支払額は後日（令和 2 年 2 月以降）、共済組合からの請求により、お支払いいただくことになります。

神奈川県内の災害救助法の適用市町村（令和元年 10 月 19 日現在 横浜市内は適用対象外）

川崎市・相模原市・平塚市・小田原市・茅ヶ崎市・秦野市・厚木市・伊勢原市・海老名市・座間市・南足柄市・高座郡寒川町・足柄上郡大井町・足柄上郡松田町・足柄上郡山北町・足柄下郡箱根町・足柄下郡湯河原町・愛甲郡愛川町・愛甲郡清川村

（詳細は別紙「令和元年台風第 19 号に伴う災害にかかる災害救助法の適用について（第 13 報）参照」

### ●徴収猶予を希望する場合の流れ

- （1）医療機関等の窓口で「自分が住んでいる住所地が災害救助法の適用を受けていること。あわせて  
①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をしたか、または  
②主たる生計維持者が重篤な傷病を負ったかのいずれかに該当していること。  
そのため、徴収猶予を希望すること」を伝えます（証明書類の提示は不要です。口頭での申告のみ）。



- （2）医療機関の窓口での支払いは不要です。入院の際の食事代や保険診療外の費用は従来通り、その場でお支払いが必要です。



- （3）令和 2 年 2 月以降、共済組合より猶予された自己負担額をお支払いいただくための納付書を受診月ごとに 1 か月分ずつ順次お送りします。



- （4）送られた納付書を使い、お近くの横浜銀行の各支店で納付してください。

## 【災害見舞金・災害見舞品】

組合員が、水害・震災・火災等の非常災害（盗難は対象外）により、住居又は家財に損害を受けたとき、その損害の程度に応じ、災害見舞金・災害見舞品が支給されます。

### ①災害見舞金の支給要件

損害の程度	給付額
住居及び家財の <b>全部</b> が焼失し、又は <b>滅失</b> したとき 等	標準報酬月額3か月分
住居及び家財の <b>1/2以上</b> が焼失し、又は <b>滅失</b> したとき 等	標準報酬月額2か月分
住居及び家財の <b>1/3以上</b> が焼失し、又は <b>滅失</b> したとき 等	標準報酬月額1か月分
住居又は家財の <b>1/3以上(※)</b> が焼失し、又は <b>滅失</b> したとき 等	標準報酬月額0.5か月分

※浸水被害の場合、原則平屋で床上 30 cm以上の浸水を 1/3以上の消失、滅失と同等の被害とみなします。

### ②災害見舞品

給付事由	給付額
災害見舞金の給付額が2か月分以上ある場合	50,000円
災害救助法が適用される災害により罹災したが、災害見舞金の給付額が2か月未満の場合	30,000円

申請には、「罹災証明」、被害状況の詳細がわかる写真等の添付が必須です。申請書類の入手方法、添付書類等については皆様にお配りしている「職員共済ガイド(平成31年度版)」82ページをご覧ください。

- 災害見舞金は、経済的価値の損失の補填を行うものではありません。
- 車庫、物置等は「住家」に含まれません。自動車は、通勤届で自家用車通勤が認められている場合を除き、災害見舞金の対象となる「家財」には含まれません。
- 「罹災証明書」または「被災証明書」の添付が必要です。「罹災届出証明書」は不可。
- 被害状況が第三者にもよくわかるよう、被害の細部だけではなく、被害の全体像が分かる写真も添付してください。また、その他、災害による被害状況がわかる書類等があれば添付してください。
- 災害見舞金の支給には申請をいただいてから実際に支給できるまでにお時間を要します。ご了承ください。



永田クラブ、経済研究会、国土交通記者会へ貼り出し

## 令和元年台風第19号に伴う災害にかかる 災害救助法の適用について【第4報】

### 1. 災害の概要

令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、岩手県は6市5町3村、宮城県は14市20町1村、福島県は12市26町12村、茨城県は19市2町、栃木県は10市4町、群馬県は11市11町4村、埼玉県は21市18町1村、東京都は6区15市3町1村、神奈川県は11市7町1村、新潟県3市、山梨県は10市6町4村、長野県は15市14町12村にそれぞれ災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<b>【岩手県】</b> 宮古市 （みやこし） 大船渡市 （おおふなとし） 久慈市 （くじし） 一関市 （いちのせきし） 陸前高田市 （りくぜんたかたし） 釜石市 （かまいしし） 気仙郡住田町 （けせんぐんすみたちょう） 上閉伊郡大槌町 （かみへいぐんおおつちちょう） 下閉伊郡山田町 （しもへいぐんやまだまち） 下閉伊郡岩泉町 （しもへいぐんいわいずみちょう）	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
下閉伊郡田野畑村 (しもへいぐんたのはたむら) 下閉伊郡普代村 (しもへいぐんふだいむら) 九戸郡野田村 (くのへぐんのだむら) 九戸郡洋野町 (くのへぐんひろのちょう)  【宮城県】 仙台市 (せんだいし) 石巻市 (いしのまきし) 塩竈市 (しおがまし) 気仙沼市 (けせんぬまし) 白石市 (しろいしし) 名取市 (なとりし) 角田市 (かくだし) 多賀城市 (たがじょうし) 岩沼市 (いわぬまし) 登米市 (とめし) 栗原市 (くりはらし) 東松島市 (ひがしまつしまし) 大崎市 (おおさきし) 富谷市 (とみやし) 刈田郡蔵王町 (かっただぐんざおうまち)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用



災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>加美郡加美町 （かみぐんかみまち） 遠田郡涌谷町 （とおだぐんわくや ちょう） 遠田郡美里町 （とおだぐんみさと まち） 牡鹿郡女川町 （おしかぐんおなが わちょう） 本吉郡南三陸町 （もとよしぐんみな みさんりくちょう）</p> <p>【福島県】 福島市 （ふくしまし） 会津若松市 （あいづわかまつし） 郡山市 （こおりやまし） いわき市 （いわきし） 白河市 （しらかわし） 須賀川市 （すかがわし） 相馬市 （そうまし） 二本松市 （にほんまつし） 田村市 （たむらし） 南相馬市 （みなみそうまし） 伊達市 （だてし） 本宮市 （もとみやし） 伊達郡桑折町 （だてぐんこおりま ち）</p>	<p>10月12日</p>	<p>令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
伊達郡国見町 (だてぐんくにみまち) 伊達郡川俣町 (だてぐんかわまたまち) 安達郡大玉村 (あだちぐんおおたまむら) 岩瀬郡鏡石町 (いわせぐんかがみいしまち) 岩瀬郡天栄村 (いわせぐんてんえいむら) 南会津郡下郷町 (みなみあいづぐんしもごうまち) 南会津郡桧枝岐村 (みなみあいづぐんひのえまたむら) 南会津郡只見町 (みなみあいづぐんただみまち) 南会津郡南会津町 (みなみあいづぐんみなみあいづまち) 河沼郡柳津町 (かわぬまぐんやないづまち) 大沼郡三島町 (おおぬまぐんみしままち) 大沼郡金山町 (おおぬまぐんかねやままち) 大沼郡会津美里町 (おおぬまぐんあいづみさとまち) 西白河郡西郷村 (にししらかわぐんにしごうむら) 西白河郡泉崎村 (にししらかわぐんいずみざきむら)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
西白河郡中島村 （にししらかわぐん なかじまむら） 西白河郡矢吹町 （にししらかわぐん やぶきまち） 東白川郡棚倉町 （ひがししらかわぐ んたなぐらまち） 東白川郡塙町 （ひがししらかわぐ んはなわまち） 東白川郡鮫川村 （ひがししらかわぐ んさめがわむら） 石川郡石川町 （いしかわぐんいし かわまち） 石川郡玉川村 （いしかわぐんたま かわむら） 石川郡平田村 （いしかわぐんひら たむら） 石川郡浅川町 （いしかわぐんあさ かわまち） 石川郡古殿町 （いしかわぐんふる どのまち） 田村郡三春町 （たむらぐんみはる まち） 田村郡小野町 （たむらぐんおのま ち） 双葉郡広野町 （ふたばぐんひろの まち） 双葉郡檜葉町 （ふたばぐんならは まち） 双葉郡富岡町 （ふたばぐんとみお かまち）	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用



災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
双葉郡川内村 (ふたばぐんかわうちむら) 双葉郡大熊町 (ふたばぐんおおくままち) 双葉郡双葉町 (ふたばぐんふたばまち) 双葉郡浪江町 (ふたばぐんなみえまち) 双葉郡葛尾村 (ふたばぐんかつらおむら) 相馬郡新地町 (そうまぐんしんちまち) 相馬郡飯館村 (そうまぐんいいたてむら)  【茨城県】 日立市 (ひたちし) 土浦市 (つちうらし) 石岡市 (いしおかし) 結城市 (ゆうきし) 常総市 (じょうそうし) 常陸太田市 (ひたちおおたし) 高萩市 (たかはぎし) 北茨城市 (きたいばらきし) 笠間市 (かさまし) つくば市 (つくばし) 守谷市 (もりやし)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
常陸大宮市 (ひたちおおみやし) 那珂市 (なかし) 筑西市 (ちくせいし) 坂東市 (ばんどうし) かすみがうら市 (かすみがうらし) 桜川市 (さくらがわし) 東茨城郡城里町 (ひがしいばらきぐ んしろさとまち) 久慈郡大子町 (くじぐんだいごま ち)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用
水戸市 (みとし) ひたちなか市 (ひたちなかし)	10月13日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている(水戸川の決壊による 住家の浸水)。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用
【栃木県】 宇都宮市 (うつのみやし) 足利市 (あしかがし) 栃木市 (とちぎし) 佐野市 (さのし) 鹿沼市 (かぬまし) 日光市 (にっこうし) 大田原市 (おおたわらし) 矢板市 (やいたし) 那須塩原市	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>(なすしおぼらし)</p> <p>さくら市 (さくらし) 塩谷郡塩谷町 (しおやぐんしおや まち) 塩谷郡高根沢町 (しおやぐんたかね ざわまち) 那須郡那須町 (なすぐんなすまち) 那須郡那珂川町 (なすぐんなかがわ まち)</p> <p>【群馬県】 前橋市 (まえばしし) 高崎市 (たかさきし) 桐生市 (きりゅうし) 太田市 (おおたし) 沼田市 (ぬまたし) 館林市 (たてばやしし) 渋川市 (しぶかわし) 藤岡市 (ふじおかし) 富岡市 (とみおかし) 安中市 (あんなかし) みどり市 (みどりし) 北群馬郡吉岡町 (きたぐんまぐんよ しおかまち) 多野郡上野村 (たのぐんうえのむ ら)</p>	<p>10月12日</p>	<p>令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>多野郡神流町 （たのぐんかなま ち） 甘楽郡下仁田町 （かんらぐんしもに たまち） 甘楽郡南牧村 （かんらぐんなんも くむら） 甘楽郡甘楽町 （かんらぐんかんら まち） 吾妻郡中之条町 （あがつまぐんなか のじょうまち） 吾妻郡長野原町 （あがつまぐんなが のはらまち） 吾妻郡嬭恋村 （あがつまぐんつま ごいむら） 吾妻郡草津町 （あがつまぐんくさ つまち） 吾妻郡高山村 （あがつまぐんたか やまむら） 吾妻郡東吾妻町 （あがつまぐんひが しあがつままち） 利根郡みなかみ町 （とねぐんみなかみ まち） 邑楽郡千代田町 （おうらぐんちよだ まち） 邑楽郡邑楽町 （おうらぐんおうら まち）</p> <p>【埼玉県】 さいたま市 （さいたまし） 川越市</p>	<p>10月12日</p>	<p>令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
(かわごえし) 熊谷市 (くまがやし) 川口市 (かわぐちし) 行田市 (ぎょうだし) 秩父市 (ちちぶし) 所沢市 (ところざわし) 飯能市 (はんのうし) 本庄市 (ほんじょうし) 東松山市 (ひがしまつやまし) 狭山市 (さやまし) 深谷市 (ふかやし) 入間市 (いるまし) 朝霞市 (あさかし) 志木市 (しきし) 和光市 (わこうし) 新座市 (にいざし) 富士見市 (ふじみし) 坂戸市 (さかどし) 鶴ヶ島市 (つるがしまし) 日高市 (ひだかし) 入間郡三芳町 (いるまぐんみよし まち) 入間郡毛呂山町 (いるまぐんもろや ままち)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
入間郡越生町 (いるまぐんおごせ まち) 比企郡滑川町 (ひきぐんなめがわ まち) 比企郡嵐山町 (ひきぐんらんざん まち) 比企郡小川町 (ひきぐんおがわま ち) 比企郡川島町 (ひきぐんかわじま まち) 比企郡吉見町 (ひきぐんよしみま ち) 比企郡鳩山町 (ひきぐんはとやま まち) 比企郡ときがわ町 (ひきぐんときがわ まち) 秩父郡横瀬町 (ちちぶぐんよこせ まち) 秩父郡皆野町 (ちちぶぐんみな の まち) 秩父郡長瀬町 (ちちぶぐんながと ろまち) 秩父郡小鹿野町 (ちちぶぐんおが の まち) 秩父郡東秩父村 (ちちぶぐんひがし ちちぶむら) 児玉郡美里町 (こだまぐんみさと まち) 児玉郡神川町 (こだまぐんかみか	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>わまち)</p> <p>児玉郡上里町 (こだまぐんかみさとまち)</p> <p>大里郡寄居町 (おおさとぐんよりいまち)</p> <p>【東京都】</p> <p>墨田区 (すみだく)</p> <p>世田谷区 (せたがやく)</p> <p>豊島区 (としまく)</p> <p>北区 (きたく)</p> <p>板橋区 (いたばしく)</p> <p>練馬区 (ねりまく)</p> <p>八王子市 (はちおうじし)</p> <p>立川市 (たちかわし)</p> <p>青梅市 (おうめし)</p> <p>府中市 (ふちゅうし)</p> <p>昭島市 (あきしまし)</p> <p>町田市 (まちだし)</p> <p>小金井市 (こがねいし)</p> <p>日野市 (ひのし)</p> <p>福生市 (ふっさし)</p> <p>東大和市 (ひがしやまとし)</p> <p>武蔵村山市 (むさしむらやまし)</p> <p>多摩市 (たまし)</p>	<p>10月12日</p>	<p>令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>           稲城市            (いなぎし)            羽村市            (はむらし)            あきる野市            (あきるのし)            西多摩郡瑞穂町            (にしたまぐんみずほまち)            西多摩郡日の出町            (にしたまぐんひのでまち)            西多摩郡檜原村            (にしたまぐんひのはらむら)            西多摩郡奥多摩町            (にしたまぐんおくたまちょう)         </p> <p> <b>【神奈川県】</b>            川崎市            (かわさきし)            相模原市            (さがみはらし)            平塚市            (ひらつかし)            小田原市            (おだわらし)            茅ヶ崎市            (ちがさきし)            秦野市            (はだのし)            厚木市            (あつぎし)            伊勢原市            (いせはらし)            海老名市            (えびなし)            座間市            (ざまし)            南足柄市            (みなみあしがらし)            高座郡寒川町            (こうざぐんさむか         </p>	<p>10月12日</p>	<p>令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>



災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>わまち)</p> <p>足柄上郡大井町 (あしがらかみぐん おおいまち)</p> <p>足柄上郡松田町 (あしがらかみぐん まつだまち)</p> <p>足柄上郡山北町 (あしがらかみぐん やまきたまち)</p> <p>足柄下郡箱根町 (あしがらしもぐん はこねまち)</p> <p>足柄下郡湯河原町 (あしがらしもぐん ゆがわらまち)</p> <p>愛甲郡愛川町 (あいこうぐんあい かわまち)</p> <p>愛甲郡清川村 (あいこうぐんきよ かわむら)</p> <p>【新潟県】</p> <p>上越市 (じょうえつし)</p> <p>糸魚川市 (いといがわし)</p> <p>妙高市 (みょうこうし)</p> <p>【山梨県】</p> <p>富士吉田市 (ふじよしだし)</p> <p>都留市 (つるし)</p> <p>山梨市 (やまなしし)</p> <p>大月市 (おおつきし)</p> <p>韭崎市 (いらさきし)</p> <p>南アルプス市 (みなみあるぶすし)</p> <p>北杜市</p>	<p>10月12日</p>	<p>令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>(ほくとし)</p> <p>笛吹市 (ふえふきし)</p> <p>上野原市 (うえのはらし)</p> <p>甲州市 (こうしゅうし)</p> <p>西八代郡市川三郷町 (にしやつしろぐん いちかわみさとちよ う)</p> <p>南巨摩郡早川町 (みなみこまぐんは やかわちょう)</p> <p>南巨摩郡身延町 (みなみこまぐんみ のぶちょう)</p> <p>南巨摩郡南部町 (みなみこまぐんな んぶちょう)</p> <p>南巨摩郡富士川町 (みなみこまぐんふ じかわちょう)</p> <p>南都留郡道志村 (みなみつるぐんど うしむら)</p> <p>南都留郡鳴沢村 (みなみつるぐんな るさわむら)</p> <p>南都留郡富士河口湖 町 (みなみつるぐんふ じかわぐちこまち)</p> <p>北都留郡小菅村 (きたつるぐんこす げむら)</p> <p>北都留郡丹波山村 (きたつるぐんたば やまむら)</p> <p>【長野県】</p> <p>長野市 (ながのし)</p> <p>松本市 (まつもとし)</p>	<p>10月12日</p>	<p>令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
上田市 (うえだし) 岡谷市 (おかやし) 諏訪市 (すわし) 須坂市 (すざかし) 小諸市 (こもろし) 伊那市 (いなし) 中野市 (なかのし) 飯山市 (いいやまし) 茅野市 (ちのし) 佐久市 (さくし) 千曲市 (ちくまし) 東御市 (とうみし) 安曇野市 (あづみのし) 南佐久郡小海町 (みなみさくぐんこ うみまち) 南佐久郡川上村 (みなみさくぐんか わかみむら) 南佐久郡南牧村 (みなみさくぐんみ なみまきむら) 南佐久郡南相木村 (みなみさくぐんみ なみあいきむら)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
南佐久郡北相木村 （みなみさくぐんき たあいきむら） 南佐久郡佐久穂町 （みなみさくぐんさ くほまち） 北佐久郡軽井沢町 （きたさくぐんかる いざわまち） 北佐久郡御代田町 （きたさくぐんみよ たまち） 北佐久郡立科町 （きたさくぐんたて しなまち） 小県郡青木村 （ちいさがたぐんあ おきむら） 小県郡長和町 （ちいさがたぐんな がわまち） 諏訪郡下諏訪町 （すわぐんしもすわ まち） 諏訪郡富士見町 （すわぐんふじみま ち） 上伊那郡辰野町 （かみいなぐんたつ のまち） 上伊那郡宮田村 （かみいなぐんみや たむら） 木曾郡木曾町 （きそぐんきそまち） 東筑摩郡麻績村 （ひがしちくまぐん おみむら）	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
東筑摩郡生坂村 (ひがしちくまぐん いくさかむら) 東筑摩郡筑北村 (ひがしちくまぐん ちくほくむら) 埴科郡坂城町 (はにしなぐんさか きまち) 上高井郡小布施町 (かみたかいぐんお ぶせまち) 上高井郡高山村 (かみたかいぐんた かやまむら) 下高井郡山ノ内町 (しもたかいぐんや まのうちまち) 下高井郡木島平村 (しもたかいぐんき じまだいらむら) 上水内郡飯綱町 (かみみのちぐんい いづなまち) 下水内郡栄村 (しもみのちぐんさ かえむら)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

## 2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問合せ先  
 内閣府政策統括官(防災担当)付  
 参事官(被災者行政担当)付  
 阿部、高見  
 TEL 03-5253-2111(内線51365)  
 03-3593-2849(直通)